

平成27年6月1日
宇治市都市整備部建築指導課

設計事務所等の皆さまへ

建築確認等事前相談についてのお知らせ

日頃より、宇治市の建築行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ます。

この度、建築指導課では、審査業務の円滑化及び相談時間の短縮を図るため、その取り組みの一つとして、平成27年7月1日より（6月より先行実施）建築確認等にかかる事前相談を下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

記

宇治市に申請される確認申請に係る法令解釈や、福祉のまちづくり条例、省エネ法、温暖化条例、長期優良住宅等に係る相談については、あらかじめ相談書をメールで提出していただきます。相談書無しでの窓口相談はお受けできませんので、ご理解をよろしくお願いします。（相談書の内容説明はお受けしますが、回答につきましては、原則後日宇治市からご連絡させていただきます。）

確認申請を指定確認検査機関に申請される案件について質疑等がある場合は、その指定確認検査機関にお問い合わせください。

建築指導課 E-mail kenchikushidou@city.uji.kyoto.jp

相談書様式は宇治市のホームページからダウンロード出来ます。

建築基準法道路種別や、建築協定の有無については、これまで通り来庁の上、窓口にてご確認下さい。

一般の市民の皆様からの窓口対応は、これまでと変更ありません。

指定確認検査機関への確認申請提出時の宇治市の経由（まちづくり条例の該当審査）はこれまで通り必要です。開発指導課へお問い合わせ下さい。

参考 確認申請の経路について

設計者（代理者）各位

平成21年11月2日
宇治市役所 建築指導課

お知らせ

平素は宇治市の建築行政にご理解、ご協力を賜り有難うございます。さて、宇治市では確認申請を提出される場合、開発指導課を経由していただいておりますが、同課では「まちづくり条例」に該当するか否かを審査しており、道路種別・用途地域等の確認受付要件の審査はおこなっておりません。

道路等について、錯誤のまま（民間指定確認機関にて）建築確認を受けられると「確認の取り消し」処分となりますので、建築指導課にて再度確認していただきますようお願いいたします。

建築指導課 建築指導係 0774-22-3141 内線 2428

参考 各種調査窓口について

都市計画課：市街化（調整）区域、用途地域、建ぺい・容積率、高度地区、地区計画、防火（準防火）地域、特別用途地区、都市計画道路、地区まちづくり計画

歴史まちづくり推進課：景観の届出、屋外広告物、風致地区、埋蔵文化財、文化的景観

建設総務課：宇治市道、境界明示、占用・使用許可

雨水対策課：土砂災害（特別）警戒区域

開発指導課：まちづくり条例（開発事業）、建築確認の経路

建築指導課：建築協定、日影規制、建築基準法道路、概要書の閲覧、耐震改修促進法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例、地球温暖化対策条例、長期優良住宅の認定、建設リサイクル法、省エネルギー法

公園緑地課：生産緑地地区、国定公園、緑地協定、都市計画公園

下水道計画課：公共下水道の整備計画

環境企画課：騒音・振動・特定建設作業

工務課：上水道の整備計画

山城北土木事務所：宅造法、都市計画法 29 条開発許可、琵琶湖国定公園、府道